

国家公安委員会、金融庁、総務省、
○法務省、財務省、厚生労働省、告示第三号
農林水産省、経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年財内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、国土

務省、法務省、
国家公安委員会、金融庁、総務省、
労働省、農林水産省、令第三号）の施行に伴い、平成二十七年法務省、財務省、厚生労働省、
交通省 農林水産省、経済産業省、国土交通省

告示第一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

金融庁長官 森 信親

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 上川 陽子

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

国土交通大臣 太田 昭宏

前文中「第五条第二項第四号」を「第六条第二項第四号」に改める。

附 則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から適用する。